【規則・会則　作成例】

　さがみはら市民活動サポートセンター 団体登録申請時に必要な「規約・会則」について

◎規約・会則は、団体の目的や活動内容を言語化することでスタッフ・会員が想いを共有し、それに沿って活動を進めることが、共通認識を持つための大きな役割となります。

◎自分の団体がどんな団体であるか？を公に示すためのものでもあります。

◎任意団体の規約・会則は、特に決まった形式はありません。その団体の活動内容に合わせて自由に作ることができます。

＊法人の場合は、法律上「定款」として記載しなければならない内容が規定されています。

●さがみはら市民活動サポートセンターに団体登録を申請する際には、添付書類の一つに「規約・会則」の提出が必要となります。

　書類には①団体の名称、②主たる事務所の所在地、③団体の目的、④活動内容、⑤会員についての規定（入会・退会など）、⑥総会についての規定は、最低限記載して下さい。

＊下記の記載例を参考に作成して下さい。

○○○○○会 会則

**（名称）← 必須事項！**

第1条　本会は、○○○○○会と称する。

**（事務所）← 必須事項！「会長宅とする」等でもかまいません。**

第2条　本会の事務所は相模原市○○○とする。

**（目的）← 必須事項！設立年月日も記載しておくとよいでしょう。**

**使命（何を達成するための組織なのか）を明確に記述することによって団体の存在**

**意識を示す重要な部分です。**

第3条　本会は、○○○○○することを目的とし、令和○○年○月○○日設立する。

**（活動・事業の種類）← 必須事項！団体の目的に沿った本来の活動内容を記載します。**

**使命をもとに、何の活動をしているのかわかるようにします。**

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（１）○○○○○

（２）○○○○○

（３）その他、目的の達成に必要な活動

**（会員）← 必須事項！**

第5条　本会の会員は、次の○種類とする。

（１）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（２）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（３）その他、代表が認めた者

**（入会）← 必須事項！**

第6条　入会を希望する者は、入会申込書を○○に提出し、承認を得るものとする。

**（会費）← 金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。**

第7条　会員ごとに年額○○○○円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

**（退会）← 「任意」に退会できることが必要です。**

第8条　会員は、退会届を○○に提出することにより任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

**（役員）← 役員名称はこの例に限りません。**

第9条　本会に次の役員を置く。

（１）代表　　１名

（２）副代表　○名

（３）会計　　○名

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

**（職務）**

第10条　代表は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副代表は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

３　会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

**（解任）**

第11条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる

（１）心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

（２）本人の申し出があったとき。

（３）義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

**（資産）**

第12条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）財産目録に記載された財産

（２）入会金及び会費

（３）寄附金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

**（総会）** **← 必須事項！総会で議決するべき規定も定めておくとよいでしょう。**

第13条　本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）事業の変更

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**（議事録）**

第14条　総会の議事については、議事録を作成する

**（役員会）**

第15条　役員会は役員を持って構成する。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

**（事業報告書及び決算）**

第16条　代表は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

**（事業年度）**

第17条　本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

**（事務局）**

第18条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

**（解散）**

第19条　この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

２　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

**（委任）**

第20条　この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

**（変更）**

第21条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

**附則**

１　この会則は、令和○○年○○月○○日から施行する。